

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、情報技術で新しい「しくみ」や「価値」を創造し、より豊かで調和の取れた社会を実現することを使命とし、常に時代の先を読み、市場環境の変化、お客様のニーズ及び最新の技術動向に迅速・的確に対応しつつ、持続的な成長により安定して利益を創出できる企業体質の確立を目指しております。

この経営理念の下、当社グループは、2016年度から2018年度の中期経営戦略を策定し、世界各地域での事業成長を追求し、ローカルプレゼンスの向上とグローバルシナジーの発揮により、グローバルブランドとしてブランド価値の向上を図る「NTT DATA : Ascend」を基本方針とし、基本戦略である「リマーケティングのさらなる深化」、「技術革新による価値創造」に取り組んでおります。

さらに、当社グループは、自国内外において、法令・契約を遵守し、人権を含む各種の国際規範を尊重することに加えて、様々な情報サービスの提供を役員や社員が社会的良識に基づき適正に実施することを通じ、社会が直面する様々な課題の克服に向けて、積極的に貢献していきます。

この考え方の下、当社は、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様やお取引先、従業員等様々なステークホルダー（利害関係者）の期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、(1)経営の透明性と健全性の確保、(2)適正かつ迅速な意思決定と事業遂行の実現、(3)コンプライアンスの徹底、を基本方針としてこれらの充実に取り組んでおります。

(1) 経営の透明性と健全性の確保

当社は、「ディスクロージャー規程」に則り制定した「ディスクロージャーポリシー」に基づき、適時、公正かつ公平な情報開示に努めており、このことによって市場から適切な企業評価を得ることが重要であると認識しております。そのため、当社は四半期毎の決算発表に合わせて決算説明会を実施している他、国内外の投資家・アナリストの皆様とのミーティングも積極的に実施し、経営の透明性の確保を図っております。また、業務執行の公正性を監督・監査する機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を置いて、取締役会・監査役会において監督・監査を実施し、経営の健全性の確保を図っております。さらに、親会社である日本電信電話株式会社（以下、「NTT」という。）及びNTTグループ内の各社と取引を行う際には、当社株主全体の利益の最大化を意識し実施しております。

(2) 適正かつ迅速な意思決定と事業遂行の実現

当社の意思決定は、取締役会の監督の下、社長・副社長・分野担当役員及び各組織の長の責任・権限を定めた「権限規程」に基づき行っております。また、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行うことを目的に、社長・副社長・分野担当役員及びその他関連する重要な組織の長をもって構成される「経営会議」を設置し、取締役会で決議される事項についても、審議を充実させるため、事前に「経営会議」で協議を行っております。その他、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲するとともに、「組織規程」に基づき主管組織が自主的かつ責任ある事業運営を実施することにより、適正かつ迅速な意思決定と事業遂行の実現を追求しております。

(3) コンプライアンスの徹底

当社は、当社グループ全ての役員及び社員を対象とする「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、企業倫理に関する基本方針や具体的な行動指針を明確にすることで、法令遵守はもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくこととしております。これを実効あるものとするためには継続的な啓発活動を行う必要があると考えており、社員向けのコンプライアンス研修等を実施するとともに、コンプライアンスに関する社員の意識調査等も行っております。更には、より風通しの良い企業風土の醸成に努めるため、社内・社外の申告受付窓口としてグループ横断的な「ホイッスル・ライン」受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付けております。なお、「ホイッスル・ライン」受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いが行わないこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1～4】

(A) 政策保有株式に関する方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としております。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、このような株式を保有する方針としております。

(B) 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えております。

【原則1～7】

当社と当社役員個人との直接取引、並びに当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引といった会社法に定める利益相反取引については、当社の「取締役会規則」において事前に承認を得なければならない旨を定めております。その取締役会での承認にあたっては、法務部門が審査のうえ、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性及び経済合理性について確認するとともに、その承認後も当該取引の状況等に関して定期的に取締役会に報告しております。

また、当社と親会社との取引については、取引内容の合理性及び妥当性について確認するとともに、必要に応じて法務部門が第三者の専門家の意見を踏まえつつ、事前に審査のうえ、「権限規程」に基づき承認しております。

なお、本報告書の「1. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について併せてご参照ください。

【原則3－1】

(1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

また、当社グループの経営における理念とビジョンを「Our Way」として制定しております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

(<http://www.nttdata.com/jp/ja/corporate/profile/guide/mission/index.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役の報酬決定方針と手続

本報告書の「2. 1. 【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続

本報告書の「2. 2. (3) 選任・指名」をご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明

本報告書の別表及び株主総会参考書類において説明しております。詳細については当社のホームページをご参照ください。

(http://www.nttdata.com/jp/ja/corporate/ir/shareholders_meeting/index.html)

【補充原則4－1－1】

取締役会は、法令で定められた事項及び会社経営・グループ経営に関する重要事項等、「取締役会規則」に定められた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会は、取締役会において議論される経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づき、業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任しております。

具体的には、取締役会が重要な意思決定と執行の監督を適正に実施するため、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。また、事業の基本方針その他経営に関する重要事項について社長が適正な意思決定を行うため、社長・副社長・分野担当役員及びその他関連する重要な組織の長をもって構成される「経営会議」を設置し、原則毎週1回の開催により、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っております。詳細は、本報告書の「2. 2. (1) 業務執行」をご参照ください。

【原則4－9】

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しております。

・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。

(1) 当社の定める基準を超える取引先(※1)の業務執行者

(2) 当社の定める基準を超える借入先(※2)の業務執行者

(3) 当社から、直近の3事業年度のいずれかの年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人

(4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体(※3)の業務執行者

なお、以上の(1)から(4)のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

※1 当社の定める基準を超える取引とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社との取引額が、当該事業年度における当社の単体売上高の2%以上の取引先をいう。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の2%以上の借入先とする。

※3 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

【補充原則4－11－1】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、本報告書の「2. 2. (3) 選任・指名」記載の(取締役候補の選任の方針)をご参照ください。

【補充原則4－11－2】

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けしており、兼職の数については合理的な範囲であると考えております。取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。詳細については当社のホームページをご参照ください。

(http://www.nttdata.com/jp/ja/corporate/ir/shareholders_meeting/index.html)

【補充原則4－11－3】

取締役会は、会社経営・グループ経営に係る重要事項等を決定し、四半期毎の職務執行状況報告において取締役の執行状況の監督を実施しております。

さらに、社外取締役や監査役と代表取締役等との意見交換会において、取締役会の実効性を高めるための議論を行い、取締役会の議論が活性化するための取組を実施しております。

加えて、今年度から取締役会メンバーによるアンケートを年1回行う予定であり、取締役会の実効性に関する検証および改善を進め、さらなる充実に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】

取締役・監査役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、就任後も、市場動向や国内外の経済・社会問題など多岐に渡る研修を行っており、取締役・監査役に対するトレーニングを継続的に実施しております。

【原則5－1】

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のような施策を実施する方針としております。

(1)株主との対話に関する担当取締役の指定

株主・投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、IRを統括する取締役を指定しております。

(2)社内部署の有機的な連携のための方策

当社はIRの専任部署(IR・ファイナンス室)を設置しております。また、社長、副社長、IRを統括する取締役、分野担当役員、及びグループ経営企画本部長等をもって構成されるディスクロージャー委員会を設置しております。当該委員会では、IR・ファイナンス室が事務局を担当し、以下の経営情報に係る開示方針等の策定や開示に係る協議を定期的に行っております。

(A) 中期経営計画、経営計画の策定根拠、顧客・ソリューション分野別の動向、及び個別案件の事業規模等の定量的な情報

(B) 中期経営方針、利益還元方針(配当方針を含む)、及び各業界の動向等、定性的な情報

(C) (A)、(B)以外で、投資家等にとって有用と思われるもの

(3)個別面談以外の対話の手段の充実にに関する取組み

本報告書の「3. 2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

(4)株主の意見・懸念の効果的なフィードバックのための方策

社長直轄組織であるIRの専任部署を設置し、取締役会、社長・副社長・分野担当役員・グループ経営企画本部長等が参加する定例会議、ディスクロージャー委員会等において、株主・投資家の皆様のご意見やご懸念等のフィードバックを適切に実施しております。他にも、株主・投資家の皆様と当社の取締役・執行役員が直接対話する機会を設定し、株主・投資家の皆様のご意見やご懸念を把握しております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、以下の方法等により対話に際してのインサイダー情報の管理を適切に行っております。

(A)「内部者取引防止規則」の制定及び運用

当社は、当社、親会社及び他の上場会社株式の売買に関し内部者取引(インサイダー取引)を未然に防止することを目的として、「内部者取引防止規則」を定めております。IR・ファイナンス室は「内部者取引防止規則」の全社への運用機関として、インサイダー取引に関する注意喚起を定期的に実施しております。また、社員に対するIBT(Internet-Based Testing)等による教育も実施し、インサイダー取引の未然防止に努めております。

(B)「情報セキュリティポリシー(規程)」の制定及び運用

当社は法令を遵守するとともに、情報資産を適切に取り扱うために「情報セキュリティポリシー(規程)」を定めております。当該規程に則り、情報セキュリティに関する教育、監査、監視(モニタリング)等を適切に実施しております。

(C)「ディスクロージャー規程」の制定及び運用

当社に係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図り、株主・投資家の皆様の当社に対する適正な投資判断に資することを目的として、社内規程である「ディスクロージャー規程」を定めております。また、当社の情報開示に対する姿勢を対外的に明確にするため、「ディスクロージャーポリシー」を定め、公表しております。「ディスクロージャーポリシー」の詳細は当社ホームページをご参照ください。

(<http://www.nttdata.com/jp/ja/corporate/ir/disclosure/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電信電話株式会社	152,001,000	54.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,284,000	6.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,968,400	4.27
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,177,100	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,824,515	1.01
NTTデータ社員持株会	2,824,200	1.01
BNPパリバ証券株式会社	2,388,400	0.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,382,500	0.85
ゴールドマン・サックス証券株式会社	1,951,200	0.70
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	1,872,984	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

日本電信電話株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 9432

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社であるNTTとの関係については、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としております。なお、営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社であるNTTを中心とする企業グループは、地域通信事業、長距離・国際通信事業、移動通信事業及びデータ通信事業を主な事業内容としております。

当社は、上記事業分野のうちデータ通信事業を営んでおり、公共・社会基盤、金融、法人・ソリューション、グローバルの4つを主な事業として、NTTグループ各社と相互に連携しながら事業を進めております。

現在、NTTは当社の議決権を54.2%所有しており、当社の多数株主としての権利を有しております。

また、幅広い経営視点を取り入れるため、NTTの従業員(1名)が当社の取締役役に就任しております。ただし、これにつきましては、現時点で全取締役の人数は11名であること等の状況から、独自の経営判断を妨げるものではないと認識しております。

当社の事業運営における重要な問題については、NTTとの協議、もしくはNTTに対する報告を行っております。ただし、日常の事業運営では相互に自主・自律性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ち、持続的な成長、発展を図り、業績の向上に努めております。

当社は上場子会社として、国内に株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート、株式会社エックスネット、株式会社エヌジェーケーを有しておりますが、当該子会社に関しても、自主・自律性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、当社グループの持続的な成長・発展に努めております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡本 行夫	他の会社の出身者											
平野 英治	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 行夫	○	——	国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社経営に活かすことを期待するものです。 独立役員として指定した理由は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
平野 英治	○	当社の取引先であるメットライフ生命保険株式会社の業務執行者ですが、2016年3月期における同社と当社の間の取引額は、当社の連結売上高の1%未満並びに単体売上高の2%未満です。 また、当社の主要な取引先である日本銀行の業務執行者(2006年退任)でしたが、退任から10年が経過しており、平野氏と日本銀行の関係性は特別な利害関係を有するものではありません。なお、2016年	金融分野における豊富な経験、財務・国際金融に関する幅広い知見を有しております。これを以て、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言を期待するものです。 独立役員として指定した理由は、当社の主要な取引先である日本銀行の業務執行者でしたが、その在任時期・取引の規模や性質等及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。

	3月期における同行と当社の間の取引額は、当社の連結売上高の2%未満です。
--	--------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画並びに期中及び期末の監査結果報告を受けるとともに、会計監査人の監査に係る品質管理体制を随時聴取し確認しております。また、会計監査人と適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

当社は業務執行部門とは独立した立場で内部監査を実行する内部監査部門として監査部を設置しております。

監査役は、定期的に監査部から内部監査結果の報告を受けるとともに、監査計画の擦り合わせ、その他情報の共有を行い効率的な監査及び監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石島 幸男	他の会社の出身者			△		△								
山口 徹朗	他の会社の出身者													
中村 明雄	他の会社の出身者										△			
佐藤 りえ子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石島 幸男	○	親会社であるNTT(1976年4月から1999年6月)、NTTの子会社であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(1999年7月から2006年6月)及びエヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社(2006年6月から2009年6月)の業務執行者でした。	過去において親会社であるNTT及びNTTグループ会社の業務執行者でしたが、幅広い視点と経験を活かした社外監査役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するものです。 独立役員として指定した理由は、親会社である

			NTT及びNTTグループ会社の業務執行者でしたが、その在任時期等及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
山口 徹朗		——	過去において親会社であるNTT及びNTTグループ会社の業務執行者でしたが、幅広い視点と経験を活かした社外監査役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するものです。
中村 明雄	○	当社の取引先である財務省の出身者(2011年退官)ですが、2016年3月期における同社と当社の間の取引額は、当社の連結売上高の1%未満並びに単体売上高の2%未満です。	財政・税務分野等における豊富な経験と幅広い知見を有しております。これを以て、社外監査役として、業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待するものです。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しました。独立役員として指定した理由は、当社の取引先である財務省の出身者ですが、その在任時期・取引の規模や性質等及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
佐藤 りえ子	○	——	幅広い視点と経験を活かした社外監査役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するとともに、同氏が長年にわたり、法律に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識に基づく監査を期待するものです。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しました。独立役員として指定した理由は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

賞与は、会社業績等を勘案し支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。詳細については当社のホームページをご参照ください。

(<http://www.nttdata.com/jp/ja/corporate/ir/index.html>)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等に関する事項については、取締役会にて決定しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬等については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、支給することとしております。賞与は、当期の会社業績等を勘案し支給することとしております。

また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

なお、社外取締役については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。取締役の報酬等は、親会社及び独立社外取締役に対して報酬決定の方針の説明を行い、適切な助言を得たうえで、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

監査役(社外監査役を含む)を支援する組織として監査役室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行

当社は会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。その他に経営会議を設置し、業務執行における意思決定の迅速化に努めております。

当社の意思決定は、取締役会の監督の下、社長・副社長・分野担当役員及び各組織の長の責任・権限を定めた「権限規程」に基づき行っております。また、各々の業務は、各組織の所掌業務を定めた「組織規程」に則り執行されております。

取締役会は、社外取締役2名を含む全取締役11名で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、2015年度は21回開催され、法令で定められた事項や会社経営・グループ経営に関する重要な事項等の意思決定及び監督を行っております。

経営会議は、社長・副社長・分野担当役員及びその他関連する重要な組織の長をもって構成され、原則毎週1回の開催により事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っております。また、当社は業務執行とは独立した立場で内部監査を実行する内部監査部門として監査部を設置しており、監査役は、監査部から内部監査結果について聴取する等、情報交換を実施しております。なお、監査役は、グループ会社の監査役と連携した監査を実施しております。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは別図のとおりであります。

(2) 監査・監督

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は、社外監査役4名で構成され、うち女性が1名となっております。2015年度は、監査役会を19回開催しており、また、定期的な代表取締役との意見交換やグループ会社の代表取締役等との経営状況に関する議論を実施することで、取締役の業務の執行状況の実情を把握するとともに必要に応じて提言を行っております。社外監査役4名と当社との間に、一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。各監査役は取締役会等重要な会議に出席する他、取締役の業務執行状況の監査を適宜実施しております。また、当社は業務執行とは独立した立場で内部監査を実行する内部監査部門として監査部を設置しており、監査役は、監査部から内部監査結果について聴取する等、情報交換を実施しております。なお、監査役は、グループ会社の監査役と連携した監査を実施しております。

監査役(社外監査役を含む)をサポートする組織として監査役室を設置しております。

会計監査については、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的な監査が行われることが重要と考えており、監査役は、会計監査人と定期的に監査計画、監査結果の情報を交換する等、連携を密にし、監査体制の強化に努めております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、袖川兼輔、森本泰行、中田宏高であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、他23名であります。

(3) 選任・指名

(取締役候補の選任の方針)

取締役候補は、当社グループ全体の企業価値の向上のために、グループトータルの発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任しております。取締役会は事業内容に応じた規模とし、専門分野等のバランス及び多様性を考慮した構成としております。

なお、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を独立社外取締役とし、原則、複数名選任します。

(監査役候補の選任の方針)

監査役候補は、専門的な経験、見識等からの視点に基づく監査が期待できる人材を選任することとしております。

なお、取締役の業務執行を公正に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を社外監査役とし、会社法に則り監査役の半数以上を選任しております。

(選任の手続き)

取締役候補の選任手続きについては、親会社及び独立社外取締役に対し、取締役会に先立ち、候補者の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。また、監査役候補の選任手続きについては、監査役候補の選任方針に基づき取締役が提案する監査役候補について、社外監査役が半数以上を占める監査役会の審議、同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。

(4) その他

監査役の報酬に関する事項については、監査役の協議により決定しております。

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

当社は、社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。

現在の社外取締役2名については、経験を活かした幅広い見地からの経営的視点を取り入れることを期待するものであります。

社外取締役は、監査役並びに監査部より監査計画、監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言を行うこと等により、監査役及び監査部と相互に連携をし、事業運営を監督しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月に開催した株主総会に係る招集通知については、法定期日より4営業日早く発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	従来から株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加頂けるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人のサイトに議決権行使ホームページを設け、株主総会前日の午後6時まで行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版の作成を行っており、当社ホームページ等に掲載しております。
その他	招集通知の電子化を実施しており、発送の2営業日前に当社ホームページ等に掲載しております。また、決議通知につきましても、当社ホームページ等に掲載しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー規程」により「ディスクロージャーポリシー」を制定しております。その基本方針については、「ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定」に記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催し、当社の概要と強み、成長戦略、株主還元等について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、第1、第2及び第3四半期の年4回、決算説明会を実施しております。各回ごとの決算の概要、事業環境と取組等についてご説明しております。説明は、代表取締役社長、取締役等が行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	随時、個別説明会等を実施し、直近の成果、今後の取組、株主還元等について、説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL(http://www.nttdata.com/jp/ja/corporate/ir/index.html)において、決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、最新の財務データ等を提供しております。また、決算説明会のプレゼンテーションの動画配信、プレゼンテーション内容及び質疑模様のテキスト版を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当の部署としてIR・ファイナンス室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動規範である「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」において、当社が持続的に発展していくためには、お客様、株主、取引先、社会、社員等のステークホルダーの期待に応え満足度を高めていくことによって信頼を得ることが重要であること、並びに、各ステークホルダーに対する会社の行動姿勢をそれぞれ定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、情報技術で、新しい「しくみ」や「価値」を創造し、より豊かで調和のとれた社会の実現に貢献するという企業理念のもと、ステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指して企業活動にあたっております。 特に環境活動については、2009年度から「環境志向経営」を推進しており、環境ソリューション等の提供拡大による「お客様・社会のグリーン化」、データセンタの電源・空調設備効率化等による「自社グループのグリーン化」、直接的な事業活動のみでなく、地域社会等関連するステークホルダーとの関係構築に努めてまいります。

	クホルダーとのコミュニケーションや社員やその家族と一体となった環境活動も含めた総合的な環境貢献をめざす「環境先進企業へ」の方針のもと、取組の更なる推進に努めております。 上記環境活動や社会貢献活動等を含むCSR活動については、毎年レポートを発行し、当社ホームページ上でも公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、当社は株主・投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適正な評価のために、当社に関する重要情報の適時・適切な開示を行う旨定めております。
その他	当社では、グローバル競争に勝ち抜くための経営戦略のひとつとして、「多様な人財活躍」と「働き方変革」の2軸でダイバーシティ推進に継続的に取り組んでおり、2013年には「ダイバーシティ企業100選」に選出されています。 また、2016年4月より女性活躍推進法に伴う一般事業主行動計画として以下の目標を掲げ、さらに取り組みを拡大、推進していきます。 目標1: 女性採用比率30%超を2020年度末まで継続して目指す 目標2: 2018年度末までに総労働時間 社員一人当たり平均1,890時間/年を目指す 目標3: 2020年度末までに女性管理職数200人以上を目指す 目標4: 2020年度末までに女性経営幹部数(役員、組織長等)10人以上を目指す なお、当社における従業員の男女の構成は別表のとおりであります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【1. 内部統制システム構築の基本的考え方】

- (1) 当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令・定款の遵守は当然のこととして、事業活動の展開に伴って生じる不確実性(リスク)を常に考慮し、公正透明な事業活動を効率的に実施するための各種対策を講じることを基本方針といたします。
- (2) 社長は、業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について、責任をもって実施いたします。
- (3) 内部統制システムが円滑かつ有効に機能するよう、内部統制推進委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- (4) 内部監査部門を設置し、業務執行から独立した立場で各事業本部等の事業活動が法令・定款、社内規程及び会社の経営方針・計画に沿って行われているかを検証し、具体的な助言・勧告を行うことにより、会社の健全性を保持いたします。
- (5) リスクマネジメント体制について、全社的な視点からこれを統括する役員を設置するとともに、コンプライアンス部門において審査等を行い、事業活動の適法性を確保いたします。
- (6) 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取り組みを実施いたします。

【2. 内部統制システム構築の個別体制】

- (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
信頼される企業を目指し、企業倫理の確立による健全な事業活動を行うことを基本方針とし、以下のとおり取り組んでまいります。
 - ・グローバル・コンプライアンス・ポリシーを制定し、法令遵守を含む取締役及び社員の行動指針とする。
 - ・企業倫理に関わる教育・研修等を継続的に行うことにより、社員のコンプライアンス意識の醸成を行う。
 - ・適法・適正な事業活動のため、コンプライアンス部門によるチェック、主管部門への助言・指導その他の支援等を実施する。
 - ・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
 - ・健全な経営に向け、匿名・記名を問わず社員等からの情報を反映する内部通報制度を設け、通常の業務執行とは異なる情報伝達経路を確保することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱を受けることがないことを確保するための体制を整備する。
 - ・内部監査部門は、年間計画を取締役に報告するとともに、それに基づき業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報を適切に保存・管理するとともに積極的に共有し、効果的に利用する一方で、個人情報・機密情報等の漏洩やその目的外利用から保護することを基本方針とし、以下のとおり取り組んでまいります。
 - ・法令・定款、各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理する。
 - ・事業活動に伴って生ずる情報を適時・適切に活用するため、社内情報システムを整備する。
 - ・適切な情報の取扱や効率的な事務処理について必要な事項を定めるため、社内規程を制定する。
 - ・情報の取扱に関わる全社施策を積極的に推進するため、情報セキュリティ委員会を設置し、定期的にこれを開催する。
- (3) リスクマネジメントに関する規程その他の体制
事業上の様々なリスクを想定し、当該リスクが発現した場合に最適な対策を講ずることができるようにしておく必要があるとの観点に立ち、リスク毎に各部門がそれぞれの役割に応じて主体的・自主的に対応するリスクマネジメント体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組んでまいります。
 - ・リスクマネジメントの実施状況を各主管部門において継続的に監視・監督する体制を整備するとともに、内部統制推進委員会において有効性を評価し、全社的な視点から統括・推進を図る。
 - ・事業上のリスクについては、その発現の頻度及び発現による影響を勘案して、重点化のうえ取り組む。
 - ・当社の主要事業に係るリスクとして想定するシステム開発、運用保全等に関わるリスクについては、品質マネジメント等の観点から定めた各種社内規程に基づく体制整備を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要な意思決定、執行の監督及び業務執行の各機能を強化し、経営の活性化を図ることを基本方針とし、以下のとおり取り組んでまいります。
 - ・取締役会が重要な意思決定と執行の監督を的確に実施するために、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求する。
 - ・業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
 - ・事業の基本方針その他経営に関する重要事項について社長が的確な意思決定を行うため、経営会議を設置する。
 - ・業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程を定める等により、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備する。
- (5) 当社グループ等における業務の適正を確保するための体制
当社と当社グループ会社間においては、重要な事項に関する協議、報告、指示・要請等により、当社グループ全体で業務の適正を確保することを基本方針とし、以下のとおり取り組んでまいります。
 - ・グループ会社毎に当社の連携責任部門を定め、関連諸部門を含めた連携体制を整備する。
 - ・グループ会社の健全性の確保の観点から、当社内部監査部門によるモニタリングを行う。
 - ・リスクマネジメントに係る体制整備のため、当社内部統制推進委員会においてグループ全体のリスクマネジメントの実施状況を統括・推進するとともに、グループ会社毎にリスクマネジメント担当役員を設置する。
 - ・不祥事等の防止のため、社員教育や研修等を実施するとともに、匿名・記名を問わずグループ会社の社員等からの情報を反映する内部通報制度を設置することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱を受けることがないことを確保するための体制を整備する。
 - ・当社とグループ会社間の取引等について、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告がグループ会社より行われる体制を整備する。
 - ・グループ事業の基本方針に基づきグループ会社毎に自立的な経営を行うとともに、当社経営会議においてグループ全体の経営状況をモニタリングすることにより、効率的かつ効果的なグループ経営を推進する。なお、当社の親会社であるNTTとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としております。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項・監査役の職務を補助する社員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助する体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組んでまいります。
 - ・監査役の職務を適切に補完するため、会社法上の重要な組織として監査役室を設置する。
 - ・監査役の職務を補助する社員は、監査役が自ら定めた監査基準に準拠した監査を実施する上で必要な人員数を配置する。
 - ・監査役室は取締役から独立した組織とし、監査役の職務を補助する社員は監査役の指揮命令に基づき、業務を遂行する。
 - ・監査役の職務を補助する社員の人事異動・評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告する体制等を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組んでまいります。

- ・監査役が出席する会議、閲覧する資料、定例的又は臨時的に報告すべき当社と当社グループ会社に係る事項等を取締役と監査役の協議により定め、これに基づいて適宜報告を実施する。
- ・取締役及び社員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役に対して当該事項につき報告を行う体制とする。
- ・上記のほか、各監査役の求めに応じ、取締役、会計監査人、内部監査部門等はそれぞれ定期的及び随時に意見交換を実施する。
- ・監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- ・監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当該請求に基づき支払いを行う。

【3. 業務の適正を確保するための体制の2015年度における運用状況の概要】

当社グループにおける内部統制システム構築に関する基本方針に基づく、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、企業倫理・コンプライアンスに関する意識の維持・向上に努めております。

企業倫理については、グローバル・コンプライアンス・ポリシーを社内向けウェブサイトに掲載しております。

コンプライアンス意識の維持・向上に向けては、役員・社員に対するコンプライアンス研修を実施するとともに、社内向けウェブサイトでは企業倫理上問題となる事例を掲載し、役員・社員の理解度向上に努めております。

コンプライアンス部門においては、取締役会等の重要会議への付議案件の事前チェックを70件実施しました。反社会的勢力との取引については、営業規程及び購買細則において取引先の信用調査を義務付けるとともに、団体加入時に当該団体の活動状況や加入目的等の審査を徹底し、一切の関係を持つことがないように対応しております。

また、企業倫理委員会は、2015年度に1回開催し、内部通報制度受付窓口に対する申告内容の調査を行い、対応状況とともに取締役会に報告しております。2015年度においては、内部通報制度受付窓口に68件の通報がありました。なお、内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱いを行わないことを内部通報制度の運用ルールにおいて規定し、適切に運用されております。

内部監査部門は、中間及び年間の監査結果、並びに年間の監査計画について、取締役会に適正に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報の管理を含む社内の情報管理について、文書処理規程や情報セキュリティポリシーを制定し、社内向けウェブサイトに掲載しております。文書（電子媒体に記録されたものを含む）の保存については、文書の種類によって法令に定めるものの他、業務に必要な期間保存しております。また、文書の整理保存に関しては、各部門への情報セキュリティ推進責任者の配置や、規程に従った文書（ファイル）の管理を可能とするシステムの導入等を通じ、適切に運用されております。

全社的なセキュリティ課題について報告・審議する場としてセキュリティ戦略担当役員（CISO）の下、情報セキュリティ委員会を設置し、当委員会は2015年度に2回開催され、ポリシーの一部改正や情報暗号化への対応等について議論しました。

(3) リスクマネジメントに関する規程その他の体制

リスクマネジメントについては、身近に潜在するリスクの発生を予想・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失を最小限に抑えること等を目的として、リスクマネジメント体制を整備しております。代表取締役副社長（CRO）が委員長を務める内部統制推進委員会が中心となって、リスクマネジメントのPDCAサイクルを構築し運用しております。なお、本委員会は2015年度において2回開催し、全社的に影響を与えると想定されるリスクの特定及びそのリスク低減に関する施策を議論するとともに、目標の進捗・達成度を点検し、その結果を各種施策に反映しつつ有効性に対する評価等を行いました。

システム開発、運用保全等のリスクについては、品質マネジメント規程に基づいて構築されている品質マネジメントシステム(QMS)の中で適切に対応しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた組織規程に基づいて執行され、取締役会の監督の下、執行役員25名を配置し、権限の分掌を定めた権限規程に基づいて意思決定を行っております。

取締役会においては、法令で定められた事項、経営戦略・出資等会社経営・グループ経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成しており、2015年度において21回開催されました。会社の重要な意思決定を審議する経営会議は、2015年度において36回開催されました。

(5) 当社グループ等における業務の適正を確保するための体制

グループ全体に影響を及ぼす危機的事態の発生等、グループ経営上重要な事項については、当社においてグループ会社毎に連携して事業を推進する組織を定めるとともに、当社に対する協議・報告体制を整備し、適切に運用されております。

当社の内部監査部門は、グループ会社に対し、グループ共通の重要なリスクや各社固有のリスクを反映した内部監査を統一的に実施しました。グループ会社毎に重点リスクを毎年設定し、各社のCROを中心としたリスクマネジメントの実施状況を内部統制推進委員会において確認しております。

グループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に向けては、グループ会社に対しコンプライアンス研修の実施を指導し、その実施状況をモニタリングしております。また、当社と同様に内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱いを行わないことを内部通報制度の運用ルールにおいて規定し、適切に運用されております。

グループ会社の財務状況については、四半期決算の状況のほか、月次で当社に対して適正に報告されております。また、その結果は月次モニタリング状況として取締役会に報告されております。

グループ全体の経営状況については、経営会議に四半期毎に報告されております。

(6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項・監査役の職務を補助する社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査を支える体制として、専任の社員4名で構成する監査役室を設置しており、監査役の指揮命令に基づき適切に業務を実施しております。なお、監査役室社員の人事異動や評価等については、監査役と調整することとしております。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等重要な会議に出席したほか、重要な文書を閲覧するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会や、取締役等とテーマに応じた議論を行っております。これらの場において、基本方針に示す職務執行等の状況の報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っております。

また、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っております。

なお、監査業務に関する助言を受けるため独自に弁護士等外部の専門家と契約しており、これらに要する費用を含め、監査業務の執行に必要な費用については、会社が負担しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとることを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むことを定めております。同ポリシーについては全社員に配布し、その啓発に努めております。また反社会的勢力による不当要求等への対応マニュアルも整備しており、これらの取組によって反社会的勢力との関係排除に努めております。当社ではリスクマネジメントを統括する役員配下のリスクマネジメント推進組織を中心に、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集等に努めるとともに、リスクマネジメント推進組織から全組織へ情報共有を図り、未然防止に努めております。さらにリスクマネジメント推進組織から各組織やビル管理者等に定期的に研修を行い、啓発に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、重要事実に係る情報の管理等について、「情報セキュリティポリシー（規程）」、「ディスクロージャー規程」及び「内部者取引防止規則」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。

重要な経営情報の適時開示にあたっては、経営会議での協議等及び社長の決定ののち、上場証券取引所、報道機関、自社ホームページ等を通じて公開しております。

情報の取扱については、「情報セキュリティポリシー（規程）」及び「ディスクロージャー規程」に基づき、各組織の長が当該組織に係る経営情報の管理を行っております。適時開示に該当すると思われる重要な経営情報の開示については、各組織の長が経営会議の協議を経て、社長の決定を得ております。その際、適時開示規則に照らし開示義務がない情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した場合等には、ディスクロージャー委員会での協議の上、開示することがあります。

なお、情報の取扱に関する啓発については、全社員に対し、定期的に研修を実施するとともに、公表前の重要事実の取扱については、「内部者取引防止規則」に基づき、情報管理を徹底しております。

以上述べた事項を図によって示すと概ね別図のとおりであります。

今後とも、最新動向の把握や広く社外の方々からもご意見をいただくなどしながら、より効率性、透明性の高い経営体制を実現することにより、経営の強化を通じた更なる企業価値の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取組を行ってまいります。

【取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明】

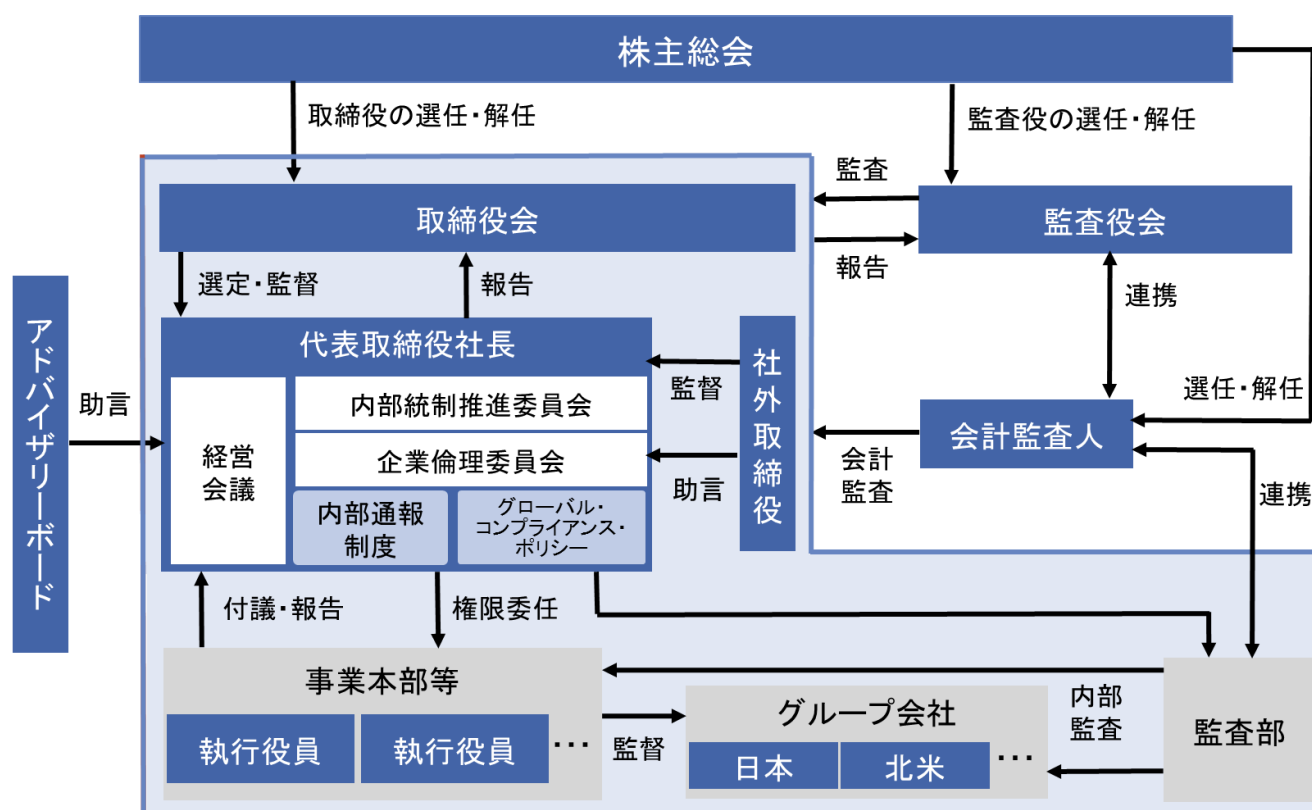
氏名	地位	選任理由
岩本敏男	代表取締役 社長	金融分野及び公共分野を中心として幅広く当社経営に携わり、経営に関する豊富な経験を有しております。また、平成 24 年から代表取締役社長として経営を担っております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。
椎名雅典	代表取締役 副社長 執行役員	金融分野及び公共分野における経営の実績、全社の経営企画部門での経験など、経営に関する豊富な経験を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。
本間洋	代表取締役 副社長 執行役員	法人分野における経営の実績など、経営に関する豊富な経験を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。
植木英次	代表取締役 常務執行役員	金融分野における経営の実績、全社の経営企画部門での経験など、経営に関する豊富な経験を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。
西畑一宏	取締役 常務執行役員	NTTグループ会社及び当社におけるグローバル事業などの豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。
木谷 強	取締役 常務執行役員	長年にわたり技術開発分野において組織運営に携わってきました。また、IT領域に関する深い専門的知識も有しております。これらの経験及び知見を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。
柳 圭一郎	取締役 常務執行役員	金融分野における組織運営に加え、全社の総務部門における経験、グループ会社における経営の実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。

氏名	地位	選任理由
青木 弘之	取締役 常務執行役員	技術開発分野、法人分野における組織運営に加え、全社の経営企画部門及び人事部門の経験、グループ会社における経営の実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。
岡本行夫	取締役	国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を有しております。これを以て、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、選任しました。
高岡宏昌	取締役	長年にわたり電気通信事業に関する職務に携わり、その経歴を通じた幅広い視点からの意見が期待されるため、選任しました。
平野英治	取締役	金融分野における豊富な経験、財務・国際金融に関する幅広い知見を有しております。これを以て、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、選任しました。
石島幸男	監査役	過去において親会社である NTT 及び NTT グループ会社の業務執行者でありましたが、幅広い視点と経験を活かした社外監査役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。
山口徹朗	監査役	過去において親会社である NTT 及び NTT グループ会社の業務執行者でありましたが、幅広い視点と経験を活かした社外監査役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。
中村明雄	監査役	財政・税務分野等における豊富な経験と幅広い知見を有しております。これを以て、社外監査役として、業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。
佐藤りえ子	監査役	幅広い視点と経験を活かした社外監査役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するとともに、同氏が長年にわたり、法律に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識に基づく監査が期待されるため、選任しました。

※岡本行夫氏、平野英治氏は社外取締役です。

※石島幸男氏、山口徹朗氏、中村明雄氏、佐藤りえ子氏は社外監査役です。

【業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組】



【当社における従業員の男女の構成】

2016年3月31日現在

	男性	女性	女性社員比率
従業員数	9,134 人	2,079 人	18.5%
課長層	1,723 人	97 人	5.3%
部長層	527 人	23 人	4.2%

【適時開示体制の概要】

